

さまざまなふれあいを通して、子どもたちの心はぐんぐん育ちます



「自分が好きだ! 大事な存在だ」と肯定的に思える感情(自尊感情)



ともに認めあう関係 私もOK, あなたもOK!

子どもはどう受けとめるでしょうか…

「となりのAちゃんをよく手伝っているのにあなたは…」
「あの子とは遊ばないほうが…」
「みんなしょうるから、あなたも…しなさい」
「お兄ちゃんはよくできるのにあなたはどうしてもできないの」
「女の子だから…しなさい」



→ おとなの考え方をおしつけていませんか?
子どもの立場に立って…

家庭と地域で

- △朝は明るく笑顔で「おはよう」
(あいさつから始まる親子の会話。地域の絆)
- △家族にも「ありがとう」と「ごめんなさい」
(親しい仲ほど忘れがちな言葉)
- △聞くときは子どもの目を見て 心を聴いて
(心の中の「本当の声」に気づいていますか)
- △大切にしたい物より体験
(お金では買えない「体験」を子どもの時から)
- △まず親が手本に! 社会のルール
(親の背中を見て子は育つ、と言いますから)
- △子どもと夢を語り合しましょう
(夢を持つ、実現しようと頑張る。成長の原点)
- △声かけて 地域の宝 子どもたち
(ほめたり、叱ったり、認めたり。見守りましょう)

子どもが自分の力を信じ、自分で自分を守るためには、おとなが子どもを理解し、支えることが必要です。地域全体で子どもたちを見守っていきましょう。



子どもの権利条約(主な内容)

1989年(平成元年)に国連総会で採択され全54条からなり、わが国も批准しています。この条約は、子どもにも「人権」があり、一人の人間として尊重されることを述べています。

- 第1条(子どもの定義)
この条約では、18歳未満を子どもとしています。
- 第2条(差別の禁止)
この条約は、すべての子どもの人権が認められ大切にされるよう、国やおとなが守らなければならないものです。生まれた国や男女の別、障害の有無、財産などによって差別されません。
- 第3条(子どもにとって一番幸せにつながるものに)
子どもの最善の利益が優先されなければなりません。国は、子どもに関するすべてのことが、子どもにとって一番幸せにつながるよう法律や政策をつくらなければなりません。
- 第6条(生きる権利、育つ権利)
世界のすべての子どもたちは、生きる権利をもっています。また、子どもは発達し成長していく途中の弱い存在です。子どもが元気に生きて、健やかに育つよう全力をつくして子どもの権利を守らなければなりません。
- 第12条(意見を述べる権利)
子どもは、家庭、地域、学校などで自分の思いや願いを自由に言うことができます。「まだ子どもだから」という理由で、発言が制限されることなく、最大限尊重されなければなりません。

自尊感情は、人権を尊重する意識の基礎

例えば、「まだ子どもだから」とか、「子どものくせに」などと言われたり、否定され続けると、その子どもは「やっぱりだめだ…」と自分を否定的にとらえたり、他の人を信じられなくなったりしがちです。逆に、周りにいる人に受け入れられ、認められて育った子どもは、自分にも他の人にも肯定的になり、苦しいことがあっても耐えていけます。

とても辛い経験をして、自分に共感してくれる他の人がいると感じていることが、乗り越える力となります。また、価値観の異なる人を広い心で受け入れることもできるのです。

おとなが子どもを一人の人間として大切に見守っていくことが「自尊感情」を育てていくことにつながります。